

職業紹介事業許可有効期間更新申請に必要な書類

許可有効期間更新申請 提出期日: 許可有効期間満了日の 3ヶ月前まで 【 年 月 日まで】	
■提出書類	正本(1部) 副本(2部)
	有料・無料職業紹介事業許可有効期間更新申請書(様式第1号)(1面～2面)
	職業紹介事業計画書(様式第2号)
■添付書類	正本(1部) 副本(1部)
	★定款又は寄附行為の写し(※1)
	★履歴事項全部証明書(※1)
	★職業紹介事業を行う事業所ごとの個人情報適正管理規程(様式例第4号)
	職業紹介責任者講習受講証の写し(受理日前5年以内の受講日のもの)
	貸借対照表・損益計算書、株主資本等変動計算書(※1)(※2)
	法人税の納税(確定)申告書の写し(別表1及び別表4)(※1)(※2)(連結納税の場合は提出書類が異なりますので窓口にお問い合わせください)
	法人税の納税証明書<(その2) 所得金額用>(※1)(※2)
	代表者、役員住民票(本籍地は記載、個人番号は記載のないもの)(※3)
	職業紹介責任者の住民票(本籍地は記載、個人番号は記載のないもの)(※3)
手数料(収入印紙)	1万8千円×事業所数【有料職業紹介のみ】 貼付せずにお持ちください。

★印は変更した場合に提出が必要となります

(※1) 派遣元事業主が職業紹介事業の許可有効期間更新の申請を行う場合は省略可能です。
(ただし、既に提出している内容と異なる場合は提出が必要です。)

(※2) 申請者が法人の場合となります。個人事業主の場合は提出書類が異なりますので窓口にお問い合わせください。

(※3) 平成29年4月1日の職業安定法改正により、関係機関への照会が必要となるためご提出をお願いします。
ただし、次の2点のうち、いずれかに該当する場合は、以下の住民票について提出を省略することが可能です。

1. 平成29年4月1日以降に職業紹介事業の許可、更新、変更等の手続に際して本籍地入りの住民票を提出している場合、すでに提出済である方の分の住民票
2. 労働者派遣事業を兼業している事業主は、代表者、役員住民票

■許可更新に際して次の事項についてあらかじめ確認をしておいてください。

★職業紹介責任者の受講日 (平成 年 月 日)
【有効期間更新申請書の受理日前**5年**以内の受講が必要となります】

★直近の決算での資産状況 (直前の決算:平成 年 月 日)
【基準資産額が**350万円**×事業所数以上であることが必要です。】
※基準資産額＝資産の総額(－繰延資産・営業権)－負債の総額